

清和荘ホームヘルパーステーション

重要事項説明書

<令和7年10月1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-52-5002

(午前8時30分～午後5時30分)

FAX 0276-52-5080

*ご不明な点は何でもおたずねください。

2. 清和荘ホームヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	清和荘ホームヘルパーステーション
所在地	群馬県太田市亀岡町280番地
介護保険指定番号	1072900374号
サービスを提供する地域*	太田市・伊勢崎市旧境町・熊谷市旧妻沼町 足利市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	介護福祉士	1名(兼務)		1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名(専従)		1名
訪問介護員	介護福祉士	1名(専従)	2名(兼務)	3名

(3) サービスの提供時間帯

月曜日～金曜日 (ただし、12月31日～1月3日は休日)	午前8時30分～午後5時30分
---------------------------------	-----------------

3. サービスの内容

(1) 介護保険サービス

身体介護	食事介助	摂食介助
	入浴介助	入浴介助、部分浴(手足)、着脱介助
	排泄介助	オムツ交換、トイレ介助
	清拭介助	全身清拭・身体整容
	体位交換	就寝・起床介助
	通院介助	通院の介助(要介護3以上)
生活援助	買い物	買い物、手続き代行
	調理	食事の準備、片づけ
	掃除	室内清掃
	洗濯	洗濯干し、取り入れ、布団干し
通院等乗降介助	通院等のための乗車または降車の介助	

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 介護保険では提供できないサービス

- ① 利用者本人が使用している居室以外の掃除
- ② 利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し
- ③ 来客者の接待
- ④ 大掃除（床のワックスがけ、障子の張替え等・模様替え）
- ⑤ 自家用車の洗車
- ⑥ 草むしり・園芸・花の水やり
- ⑦ ペットの世話（犬の散歩等）
- ⑧ 話し相手のみ・留守番

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合、原則として基本料金（料金表）の1割・2割または3割です。ただし、介護保険の給付の範囲をこえたサービス利用は全額自己負担となります。

【訪問介護】

	20～30分未満	30～1時間未満	1時間以上
身体介護	244単位	387単位	567単位に30分増すごとに+82単位

	45分未満	45分以上
生活援助	179単位	220単位

【通院等乗降介助】

片道につき97単位（運賃は15分につき、500円）

【加算関係】

※初回加算・・・・・・・・・・200単位

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

※特定事業所加算（Ⅱ）・・・所定単位数の10%を加算

訪問介護員及びサービス提供管理者について、体制・人材の要件を満たしている場合に加算させていただきます。

※緊急時訪問介護加算・・・100単位

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

【介護職員等処遇改善加算 I】

一ヶ月のご利用単位数の合計に245/1000を乗じた単位数が加算となります。

【地域区分】

太田市内は7級地となります。1単位が10,21円となります。

【同一敷地内減算】

同一敷地内建物等に居住する利用者に対して訪問した場合、10%減算となります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増しとなります。

（2）交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外にお住まいの方は実費は利用者のご負担となります。

（3）キャンセル料

当ステーションでは、キャンセル料は設定しておりません。キャンセルを希望される場合は、速やかにご連絡ください。

（4）その他

①利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

②料金のお支払い方法

当月分の請求書を翌月15日までに発行いたしますので、翌月末日までにお支払い下さい。

お支払い方法は、銀行振込、窓口支払、口座自動引き落としの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当職員がお伺いいたします。

当ステーションのサービス内容を説明し、納得いただいた後、契約を締結しサービス提供を開始します。

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに 変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

（2）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者が要介護認定を受けて非該当（自立）と認定された場合。（条件を変更して再度契約することができます。）
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

利用者が料金の支払いに応じなかったり、利用者やその家族が当ステーションやその職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（職員に対する身体的暴力・職員に対する精神的暴力・職員に対するセクシャルハラスメント等）を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

6. 当ステーションのホームヘルプサービスの特徴

（1）運営方針

- ①利用者が要介護等の状態になっても可能な限り居宅で生活できるよう、その人の有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう援助します。
- ②利用者の選択に基づき、関係市町村、地域の保険医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスを提供できるよう努めます。
- ③利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスに努めます。

（2）サービス利用のために

サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。また、訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7. 身体拘束適正化について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- ① 緊急性 : 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険及ぶ事が考えられる場合
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に、利用者又は他人の生命・身体を保護するための代替手法が存在しない場合
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くこと

8. 虐待防止について

虐待の防止について 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生または、その再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施します。(年に2回以上)
- ④ 虐待防止に関する責任者(管理者)を設置します。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

9. 業務継続計画について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るために次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 業務継続計画(BCP)を策定し、従業者に対し、周知します。
- ② 従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

10. 衛生管理・感染症予防について

感染症の予防及びまん延防止に努め、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- ② 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。
- ④ 感染症対策に関する責任者(管理者)を設置します。

11. 緊急時の対応方法

サービスの提供を行っているときに、利用者には病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡等が困難な場合には、別の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行います。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市区町村等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

13. サービス内容に関する苦情

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情相談担当

担当 苦情相談係 サービス提供責任者 石井由紀子
電話 0276-52-5002

② その他

当ステーション以外に、市町村の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

太田市役所：長寿あんしん課	電話 0276-47-1829
群馬県国民健康保険団体連合会	電話 027-290-1323
伊勢崎市役所	電話 0270-24-5111
大里広域市町村圏組合	電話 048-501-1330
熊谷介護保険事務所	電話 048-524-1402
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話 048-824-2568
足利市役所：元気高齢課	電話 0284-20-2136
栃木県国民健康保険団体連合会	電話 028-622-7240
大泉町役場：高齢介護課	電話 0276-63-3111

14. サービス担当者会議について

サービス提供事業所によるサービスの提供開始に際し、ご本人の身体状況や家庭状況等において、自立支援に向け、的確なより良いサービス提供をさせていただく為に、サービス提供事業者には、知り得た情報を提供致します。

15. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 明光会
代表者役職氏名	施設長 大澤 敏明
所在地	群馬県太田市亀岡町280番地 電話 0276-52-5002

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行い同意を受け、重要事項説明書を交付しました。

事業者

所在地 群馬県太田市亀岡町280番地

名称 社会福祉法人 明光会

清和荘ホームヘルパーステーション

印

説明者職名 サービス提供責任者

氏名 石井 由紀子

印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

続柄